

熊本県多良木町に寄贈された肥後宗像家文書について

九州大学 比較社会文化研究院

博士（比較社会文化） 花岡興史

はじめに

一昨年、9月18日に熊本県多良木町で、新しく発見された豊臣秀吉文書2点の記者発表を町と共にに行った。反響は大きく全国的にその内容について報道された。宛名の「宗像才鶴」は、研究上では女性と考えられている。このことから「秀吉認めた女城主」という部分が強調されている。しかし、今回の発表ではそこが新発見ではない。すでに、桑田和明・本多博之両氏による優れた先行研究があるからだ。

最大の発見は、一般には宗像大社大宮司家であった宗像氏貞の子孫は断絶したといわれているが、実は宗像氏の名跡と血脈を今に繋げている子孫が熊本に存在したという衝撃の事実である。今までは、『萩藩閥閥録』にあるように、宗像大社の什書は、氏貞の娘と婚儀をもった草苅重継が受け跡式を継いだというのが研究上の「常識」であった。それは「大宮司系譜」でも草苅氏が跡を継いだ記述となっていることからわかる。

しかし、結果的に宗像を名乗らなかった草苅氏が名跡を継いだとはとても理解できない。実は大宮司であった宗像氏の名跡を継いだのは熊本の宗像家であった。それを証明したのが、今回の秀吉文書である。前述の「大宮司系譜」にある氏貞三女の箇所には、「子孫は熊本・大坂に在り」と書かれている。それにもかかわらず、不思議なことにこれまでの宗像氏研究では、肥後宗像家に関して近世史料に基づいた実証が行われてこなかったようである。

これについて前回、記者発表をおこなった宗像才鶴宛ての豊臣秀吉文書2点を肥後宗像家が所有していたことにより同家が、宗像大社大宮司家の子孫であることが確実になった。その後の調査により、肥後宗像家がどのような経緯によりどのような立場で細川家に仕えたかということと、秀吉文書がどのような変遷により同家に存在したのかも理解できた。

肥後宗像家史料の概要について

宗像大社宗像氏の所蔵していた史料は、「訂正宗像大宮司系譜附記」等の記録に見られるように、今まで最期の大宮司とされる宗像氏貞が、天正14年（1587）の死去後に、その贅となる草苅重継が全て相続し跡式を継いだとされていたとされていた。しかし、重継は、神職を社役者に申し付けたために姓を改めず、その子の就継が一時的に宗像姓を名乗っていただけで、その後は草苅姓に戻っており宗像姓は繋げていない。しかし、史料的制約から「宗像」姓を名乗らない「草苅」が跡を継いだと納得せざるを得ない状況であった。

このような認識のなかで、新しく発見された史料は、肥後宗像家が氏貞亡き後の宗像家の名跡を現在まで確実に伝えていたことが十分理解できるものである。なお、今回発見された史料群は、従来の「宗像家文書」と峻別するために「肥後宗像家文書」とする。

肥後宗像家文書は調査によって、76件114点の所在が確認できた。年代的には、豊臣秀吉の九州平定の16世紀後半から明治時代までの史料が大半を占めるが、江戸時代前期の17世紀中頃までの史料は多くはない。この中で特筆できる史料をつぎに述べる。

まず、豊臣秀吉発給の文書が2点確認できる。宗像家の秀吉文書所蔵は、藩主細川家の正史『綿考輯録』にも明記しており、細川家が秀吉文書の存在を認識していたことが理解できる。秀吉文書は、天正14年（1586）拾月10日付けの判物と翌15年3月28日付けの朱印状である。宛名はいずれも「宗像才鶴」となっている。判物は、雁皮紙を使用しており包紙も存在しており保存状態が良い。朱印状は、一般的に用いられる大高檀紙ではなく大奉書紙であるのが特徴であるが、保存状態はあまり良くない。秀吉文書はこの2点だけであるが、他に1点だけ雁皮紙の包紙が残っており「宗像才鶴」と宛所を記す。料紙から秀吉判物がもう一通あったと推測できるが、残念ながら内容は不明である。

同時期の史料で、天正14年推定の6月13日、益田元祥他が吉川元春・元長親子宛ての書状がある。内容は、宗像家の家督について両方で協議されたことが理解できるが、詳細は不明である。ただ、吉川元春父子に宛てた書状があるということは、何らかの形で両氏が宗像家の相続に関与していたことが窺える。

また、慶長4年（1599）推定の3月3日付け小早川秀秋の知行方目録で宛所は市川与七郎となっている。この与七郎が宗像家の養子となり後に宗像清兵衛と名乗る人物であり、秀秋の家臣の段階ではまだ宗像姓を名乗っていないことは興味深い。

他にも藩主細川忠利が肥後宗像家の祖である宗像清兵衛に宛てた直筆書状や江戸幕府の医師である秦寿命院の書状2点などが目につく。

江戸後期の史料は、宗像氏一族に関するものが多く、奉公附、先祖附、相続関係などが見られる。

奉公附は5点あり、宗像加一郎景知（文化11年（1814）6月14日、47歳にて没）、幕末期の宗像加兵衛両名についての略歴が窺える。

また、宗像氏の先祖附は8点確認できた。このうち7点は続紙の料紙を部分的に欠いており、全容を知ることは困難であるが、これらは熊本藩へ提出するにあたって下書きしたものと考えられる。寛政12年（1800）6月に上記の宗像加一郎景知が作成したもの、跡を継いだ加兵衛が文化14年（1817）に作成したものなどが見られる。

相続関係には、文政年間の作成と推定される、宗像貞記の家督相続に関するもの（1点）と、

安政4年(1857)から5年にかけて、宗像加兵衛から二男安熊への家督相続に関するもの(4点)がある。

その他、書や詠歌などが数点見られる。

肥後宗像家について

肥後宗像家は宗像清兵衛を祖として豊前で細川忠興・忠利に仕えた。その後、寛永9年(1632)、細川氏の転封に伴い熊本に来ている。この清兵衛は、「御国之惣奉行」として郡奉行や代官以下を支配した重要人物で、近世細川氏を研究するものにとっては誰もが知る人物である。つまり、肥後宗像家は細川氏の治政を支えた宗像清兵衛の子孫であり、明治になり政治活動のために多良木に移住したことまでは知り得ていた。しかし、所有文書を見て愕然とした。豊臣秀吉の判物(花押入りの文書)と朱印状である。宛名は「宗像才鶴」とあった。

先行研究によれば、才鶴は、「(宗像)氏貞後家」とある。では、なぜ宗像大宮司家の関係者に宛てた秀吉文書2点が、細川家の家臣である肥後宗像家に伝わったのだろうか。永青文庫の「先祖付」を調べると、宗像家は藩主細川忠利と光尚が死去の際に殉死している。そうであれば当然に細川家の正史である「細川家記」に記載されていると考え確認した。そこには驚くことに、「(肥後)宗像家は大宮司嫡流宗像氏貞の子孫である、秀吉公の感状(判物)と朱印状を所持している」と明記してあった。実は、細川家が、肥後宗像家は大宮司の子孫であると認識していた。ここに、断絶していたと思われていた宗像大社大宮司家の子孫が肥後宗像氏であることが決定的となり、秀吉文書を2点所持している理由が明確となった。氏貞後室は、娘を毛利家臣市川少輔七郎の子である与七郎と婚姻させ、与七郎に宗像清兵衛と名乗らせ宗像の家名を継がせていたのである。つまり、才鶴は秀吉文書を「新生」宗像家に託し、宗像の名跡の血脈をつなげたのである。

本史料の所有者については、『綿考』によれば、「加兵衛(清兵衛の長子)ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞の子孫也、宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同姓内蔵助家ニ伝来、内蔵助少右衛門が子孫なり」とあることから、清兵衛の三男少右衛門の家系が史料を伝えたとある。つまり、細川家は、宗像清兵衛が大宮司宗像氏貞の名跡を継いだ人物であると認識していたのである。ただ、秀吉の判物や朱印状については、宗像家の先祖付には、何らかの事情があったのか掲載されておらず、このため今までの宗像氏の研究では、熊本宗像家は重要視されていなかったのである。この秀吉文書は、清兵衛の三男少右衛門に引き継がれ、その跡を継いだ弟長五郎の子孫内蔵助に伝わり、その没後に清兵衛の長男加兵衛の家に継承されたのである。

なお肥後宗像家は、幕末まで細川家に仕えている。その後、明治時代になり政治家活動をするために熊本の地を離れ、最終的に多良木町に移住している。この時の宗像家当主は景雄とい

い、明治10年(1877)西南戦争の時、薩軍に従軍した後、同15年頃、熊本改進黨の結成の時に起草委員に選ばれた。また、同37年には多良木村議員を務めている。他にも一族には、明治から大正時代にかけて衆議院議員から、埼玉県知事に転じ、青森、福井、宮城、高知、広島、熊本県知事を歴任し、東京府知事となった宗像政がいる。

この秀吉の朱印状と判物は、数奇な運命をたどり、うぶな状態を保ち宗像、長州三隅、備前、小倉、熊本、京都、そして再び熊本という長い旅を経て、熊本県多良木町に落ち着いたといえる。また、宗像家の「先祖附」を検証すれば、現在残る宗像家の血脈は女系によって伝わったことが理解でき、家の存続に苦慮していたことが今回の秀吉文書の発見で十分に理解できる。

つまり、家に伝わる文書は、その家にあるのが当然では無く、その子孫たちの想像を絶する苦労により奇跡的に伝えられているものも多いのではないだろうか。

最後に、今回の調査で、肥後宗像家の当主は、代々名前の最初の文字に「景」を付けており、それは現在でも受け継がれていることが分かった。この「景」は、肥後宗像家初代の清兵衛が小早川隆景の一字を貰い諱を「景延」と付けた事からはじまる。家の伝統は伝来文書以外でも受け継がれるものがあるということを強く感じられる。

1 肥後宗像家は、最後の宗像大宮司宗像氏貞の三女が、市川与七郎と婚儀を結び宗像清兵衛と名乗らせたことによりはじまる。

2 宗像才鶴について(1)

従来の学説では氏貞後家とされている。しかし、最近の研究(藤野正人「益田景祥と宗像才鶴筑前の国衆、宗像大宮司氏貞の後継者」『七隈史学』22号、2020年)では、毛利氏重臣の益田元祥の次男景祥の幼名である説もある。今回、発見された益田元祥が岳父である吉川元春に「宗像家督之儀」と述べている書状はこの説を首肯する可能性もある。しかし、宗像家の家督について述べているに過ぎず、これ以上は不明である。また、幼名の「才鶴」に秀吉が文書を発給している点も気になる。

3 宗像才鶴について(2)

宗像家に伝来する家系図には、信ぴょう性は高くはないと考えられるが、才鶴の名が次の様に記されている。「氏貞ニ子無キニ依テ秋月家ノ息ヲ養子トシテ大宮司ヲ相続ス、才鶴ト云」と氏貞亡き後に、秋月家の子息を養子として大宮司を相続させており、その名を才鶴とすると明記してある。ただし、才鶴が大宮司を相続した事実は確認できない。

氏貞の系図の次には「某」とありその下に「才鶴」の名を記す。秋月の子であり、天正14年(1586)からの薩摩勢を追い崩す戦功によって、秀吉より感状を賜ったことも記されている。

その後、才鶴は秋月に帰ったことにより、毛利家の家臣市川与七郎を養子としたとある。

秋月氏は、島津氏に与し筑前・豊前、筑後などに所領を拡大し、天正13年の岩屋城の戦いでは、大友家臣の高橋紹運を攻撃している。つまり、天正14年の段階では一貫して、島津氏側についているので素直にこの内容を信じることは出来ない。しかし、『上井覚兼日記』の天正13年10月11日の条によれば立花城を攻略した上で、麻生・宗像両氏を見方に組み入れ、対大友氏に備える事が著されている。この内容から、秋月氏は宗像氏との関係性を重視していたことがわかる。つまり、天正14年から翌年の秀吉の九州平定までは、刻々と激変する九州の状況は秋月氏にとっても気がかりであった。自家の保身を考えるなら、氏貞亡き後の宗像氏と関係性を有効に保つために自家から子息を出すこともあり得ない話ではない。

ただ、今まで述べた内容は、「宗像家系図」に基づく推測であるので可能性と言うことに留めておきたい。しかし、才鶴が秋月氏より養子に來たという認識は、氏貞亡き後の宗像家にとって長年にわたり語り継がれたものであることは間違いない。もし、この内容が事実であるならば、天正15年、秀吉の九州平定直前の九州北部の政治的情勢を再考させるものといえる。

<史料の概要>

1 「豊臣秀吉判物」

豊臣秀吉が、天正14年(1586)10月10日、宗像才鶴に対して島津氏の九州北上(「島津背御下知、至筑前」)を阻止した事を賞賛し、さらに知行を認めた(「當知不可有相違」)判物である。その内容については、安国寺(恵瓊)と黒田勘解由(孝高、黒田官兵衛、如水)が申し伝えることが書かれている。日付の下には秀吉の花押が据えてある。包紙ともに料紙は雁皮である。島津氏は翌年4月に秀吉軍に降伏しており、その歴史的背景から本文書は天正14年(1586)のものであると比定できる。

これより半年前の、4月10日の毛利輝元宛ての秀吉朱印状には、一つ書きで「蔵納申付、九州弓箭覚悟事」「門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事」とあり、秀吉は島津氏の豊前・筑前への侵攻に対し、九州において「弓箭(戦闘)」を覚悟しそれに備えるように輝元に指示を行っている。この中で、籠城のために兵糧を準備させる対象者に「宗像」がみえる。この時、宗像氏は当主である大宮司氏貞が既に3月4日に病死しているが、この島津氏北上の抵抗力の一つとして宗像氏を指定しているのである。

この時の宗像氏の当主は確定しえないが、「宗像才鶴」宛ての判物が出されていることから、この頃に何らかの形で秀吉が才鶴を宗像家の当主として認識したのであろう。

2 「豊臣秀吉朱印状」

秀吉が、宗像才鶴に宛てた朱印状で、料紙は奉書紙である。才鶴は秀吉の軍勢と軍法については不案内であることから（「上方人数・軍法以下可為無案内候之間」）、陣取普請など浅野弾正少弼（長吉・長政）に相談し、その折りには諸事馳走（「諸事可馳走旨」）せよという内容を伝えている。参考のため、この朱印状と同様の内容のものを次に掲載する。

立花左近将監宛朱印状「立花家文書」（括弧内は著者による）

態染筆候、先書如被仰候、昨日廿五日至（長門国）関戸御着陣候、然者先へ御人数被遣候上衆儀、其方可為無案内候間、陣取普請以下、浅野弾正少弼可相談候、諸事（可）馳走旨被仰付候条、可成其異候也

三月廿六日（朱印）

立花左近将監（宗茂）とのへ

また秀吉は、この史料と同日付けで、かつ同じ文言の朱印状を筑紫広門に発給している。

これらの朱印状に、「昨日廿五日至関戸着陣候」とあることから、秀吉は 25 日に長門国赤間に到着している。ここに 2 日間逗留して、渡海により九州に上陸することにした。この中で、「先へ御人数被遣候上衆儀、其方可為無案内候間」と有り、秀吉の軍勢について其の方（宗茂・広門）は、勝手が分からないので、陣取普請などについて浅野長政の指南を仰ぐようにという内容である。つまりこの部分は、本史料にある「其方事、上方人数軍法以下」が「然者先へ御人数被遣候上衆儀」と異なるだけでほぼ同じ事を伝えている。本史料は、これらの朱印状の二日後に発給されていると理解でき、天正 15 年と比定することができる。

なお、本史料は、前年の 10 月に島津軍の北上を阻止したことを賞した才鶴宛のものとは異なり、判物ではなく薄礼の朱印状である。秀吉の発給文書が判物から朱印状に変化したということは、この天正 15 年 3 月の段階では、才鶴は明らかに臣下として秀吉に仕えている。また、前掲した 3 月 26 日の立花宗茂宛て朱印状にみるように、前年の「誠九州之一物二候」と激賞された宗茂にも同様に判物から朱印に変化しており、才鶴と同様の立場で秀吉が接していることになる。

3 「益田元祥他書状」

吉川元春・元長宛の益田元祥他連署の書状である。宗像家の家督について元春・元長の意見を知り、その返事を詳しくは、朝枝因幡守に申し入れることを伝えている。

本文中にある「吉田様」は不明であるが、「朝枝因幡守」とは、おそらく吉川氏の家臣朝枝高明のことである。

天正5年(1577)2月26日、吉川氏奉行人である児玉春種の発給による備中国新見の所領打渡坪付にその名をみることができる。その後の、同9年(1581)6月13日、吉川家奉公人連署奉書では差出人の一人となっている。他にも吉川氏の重臣森脇春親と連署で書状を発給していることから、吉川家の中では重要な人物といえる。

差出人の一人である益田元祥は、毛利元就を烏帽子親としている。また、吉川元春の女を正室として迎えていることから、元春は岳父にあたる。宗像氏貞実子の塩寿の夭逝にともない、元祥の次男元堯(七内)は、天正14年(1586)、宗像氏の養子となるが、兄広兼が文禄四年(1595)8月11日、急死したことにより益田家に戻ったとされると『訂正宗像大宮司系譜』は伝える。ただ、この系譜は次男を元堯とするが、元堯は元祥の嗣子広兼の子であり、元祥の孫にあたる。実際の次男は景祥なので、元堯は景祥であるとの指摘もある。他にも、景祥は、一旦、宗像家の養子となるが、天正8年(1580)には益田のもとに帰ったと『宗像記追考』は記す。両史料は記述内容に齟齬があるが、宗像氏の養子について益田氏が何らかの関わりを持っていたとは理解はできるが、一次史料がないため不詳である。

しかし、本史料によれば、宗像氏の家督について、吉川元春と益田元祥のなかで何らかの話し合いがあったことは窺える。宗像氏と益田氏との関係は、天正6年(1578)、宗像氏貞のとき宗像社第一宮本殿造営に対して、本材料の調達や寄進が益田氏領内で行われていることなどから深いものがあつたのであろう。

本史料の年次比定は、天正14年(1586)としたい。三月に急死した宗像大宮司氏貞の後継者を立てることが急務となり関係者のなかで協議されていたのであろう。なお、宛所の元春は同年11月15日小倉で死去しており、元長は同15年6月5日に死去している。

4 「小早川秀秋知行方目録」

九州における小早川家の関わりは、隆景が、豊臣秀吉の九州平定後の天正15年(1587)6月二25日に、筑前一国、筑後一國、肥前一國半を与えられたことにはじまる(『毛利家文書』)。この時の詳細は不明であるが、後の同19年3月13日付の秀吉朱印状によれば、筑前26万9千350石、肥前内二郡・筑後内二郡3万7千950石と理解できる。なお、この領知の大枠は文禄4年(1595)12月の隆景隠居の時まで変動していない(中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』1996年)。この時の筑後二郡とは生葉郡と竹野郡である(光成準治『小早川隆景・秀秋』2019年)。

本史料の発給者である小早川秀秋は、文禄4年(1595)に隆景の隠居と同時に筑前国と筑後

国の一部を与えられた。しかし、慶長3年（1598）、軽挙の科により秀吉の逆鱗に触れ越前北庄へ移封されたが、同年八月の秀吉死去の後、同4年2月に再び筑前・筑後の旧領を宛行われた。この時、秀秋は入封した直後から家臣に知行地を給している。

3月3日付の本史料は、秀秋が家臣の市川与七郎に筑後国の生葉郡・竹野郡内都合600石を与えた知行目録である。宛所の与七郎は、後に宗像清兵衛（景延）として細川家の家臣となる人物で、「訂正宗像大宮司系譜附記」によれば、最後の宗像大宮司である氏貞の三女が嫁いだ人物である。その後、おそらく小早川秀秋が、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いの功績により備前・美作50万石に移封したときに、与七郎はそのまま残り、宗像姓を名乗り、豊前國小倉に入封した細川忠興に仕えたものと思われる。

次に、本史料の年代比定を行うことにする。秀吉の養子となった羽柴秀俊は、文禄3年（1594）に小早川隆景の養子となり小早川秀俊と名乗り、慶長2年（1597）7月に隆景が没した後に秀秋と諱を改める。また、前述のように同3年には、一旦、越前に移封され秀吉没後の同4年2月に筑前・筑後を再び与えられ、関ヶ原の戦いの後に岡山城に入城するまでの時期である。

また、秀秋は、他にも3月3日付の知行方目録を家臣の富松小藤太宛てに発給している（「小早川秀秋知行方目録 慶長四年三月三日」東京大学史料編纂所、請求番号01、5）。花押も本史料と同様のものであり、翌年、岡山城に移封したものの明らかに異なる（「小早川秀秋知行方目録 慶長五年霜月十一日」岡山県立博物館蔵）。このことから、本史料は慶長4年に比定できる。

5 「細川忠利自筆書状」

本史料は、宗像清兵衛他に宛てた細川忠利の直筆書状である。日下に「内」とあることから、忠利が「内記」と名乗っていたときのものである。

父忠興は、忠利（当時「光」と名乗る）を慶長5年（1600）正月に証人として江戸に送り、褒美として豊後速見郡の杵築に6万石を加増されている。この年の8月、光は関ヶ原の合戦で徳川秀忠の陣に見舞ったことにより、徳川家康に評価され内記という官名と秀忠の忠の一字を与えられた。また、細川を名のることを許された。（それまでは長岡姓、父忠興が秀吉から与えられた羽柴姓から細川姓になるのは大坂陣の後である）以後、光は細川内記忠利と称した。当時15歳であった。

つまり、内（内記）とあることから、本状は慶長5年8月以降であることがわかる。その後、忠利は元和7年（1621）年正月7日に襲封し、翌年12月に越中守を名のる。また、忠興は元和6年の暮れに58歳で隠居し三斎宗立と名のる。このことから本状は慶長5年8月から元和6年暮れまでのものであることが理解できる。

本史料は、内記（細川忠利）から「むなかた清兵」「まえ田甚左衛門尉」に宛てられた書状で

ある。内容は、細川忠興が乗船する前に到着した場合には本状を呈上するように、もし上船後であればこの書状を差し出すようにとある。

本史料の冒頭に「土大炊殿御内儀御はて候」とある。「土大炊」は、幕府年寄の土井利勝（天正元年〔1573〕～正保元年〔1644〕）のことで、「御内儀」は夫人と考えられる。元和3年（1617）9月5日に利勝の正室が死去しており、この時、忠利はその報に接した時のものと思われる。

この年の6月、將軍秀忠は諸大名を率いて上洛している。忠利は春先に江戸にいたが、秀忠の上洛に先駆けて京におり、追分祝で秀忠を迎えている（『綿考輯録』第四卷、45頁）。9月に秀忠が江戸に下向した後に忠利も下向し、10月6日、江戸に到着している。以上のことから、本状の年代は元和3年に比定される。

6-1 「秦寿命院秦石書状」

本史料は、慶安2年（1649）12月25日、秦寿命院から宗像清兵衛の四男長五郎に宛てた書状である。長五郎は、寛永10年（1633）に細川忠利に兄加兵衛・吉太夫・少右衛門と共に仕えており、この時に御中小姓に召し出されている。藩主細川光尚の最期（死去は12月26日）を認識し、兄少右衛門とともに殉死に臨もうとしていた。既に、清兵衛の長男加兵衛と次男吉大夫の二人は寛永18年（1641）の細川忠利の死去に伴い殉死しており、兄少右衛門は、光尚死去による殉死を希望していた。その理由は、忠利死去の際にも殉死を希望していたこの二人が光尚から思いとどまるように説得されたからである。

この時、兄の少右衛門は、弟の長五郎に自分は殉死するが存命してもらいたい旨を、幕府医師の吉田盛方院（浄元）と秦寿命院（秦石）に呉々もと頼んでいる。この時のやりとりが『綿考輯録』で確認できるが、そこに掲載された原本が本史料である。

25日付けの長五郎宛ての書状では、光尚の状況が極めて厳しいことと、それに対する兄少右衛門の覚悟を伝えている。またこの時は、既に暇を願っていたようで、老母も見届けて欲しいと少右衛門から頼まれている。また寿命院は、万一にも長五郎が殉死となり、母が心得違いを行えば一門は破滅すると必死に説得しているのである。

結果として長五郎は、兄少右衛門の指示と寿命院・盛方院の進言を取り入れ殉死を諦めている。

6-2 「秦寿命院秦石書状」

本史料は、慶安2年（1649）12月26日、秦寿命院から宗像清兵衛の三男少右衛門に宛てた書状である。

少右衛門は、宗像清兵衛の三男で、寛永 10 年（1633）、細川忠利の時に兄加兵衛・吉太夫と共に知行 150 石を拝領している。同 18 年（1641）、忠利の死去に伴い、弟長五郎と共に殉死を願い出たが許可されず、両兄が殉死している。このため、少右衛門は光尚の最期（死去は 12 月 26 日）に臨み殉死を希望していた。その理由は、忠利死去の際にも殉死を希望していたが、光尚から思いとどまるように説得されたからある。

この時、少右衛門は、弟長五郎に自分は殉死するが存命してもらいたい旨を、幕府医師の吉田盛方院（浄元）と秦寿命院（秦石）に呉々もと頼んでいる。この時のやりとりが『綿考輯録』で確認できるが、そこに掲載された原本が本史料である。

この書状では、少右衛門が長五郎には是非に存命してもらい、もし奉公が出来ないのであるならば、暇をもらうようにと、寿命院に頼んでいること対しての返書である。本状で寿命院は、弟の長五郎は説得を受け入れ存命することになったので、あなたは気遣いなくお供（殉死）をして下さい。それは侍として大変名誉なことです。心残すことなく尽くして下さいと述べている。

この返書を受け取った少右衛門は、光尚死去の翌々日の 28 日に江戸泉岳寺で殉死している。